

水田活用の直接支払交付金等の対象水田に関する重要なお知らせ

令和7～8年度に水張り（若しくは水稻作付）又は連作障害を回避する取組を行わなければ令和9年度以降交付金の交付対象水田から除外されます。

ただし、令和4～6年度に既に水張り（若しくは水稻作付）を実施した場合は改めて実施する必要はありません。

交付対象水田の範囲

経営所得安定対策等実施要綱別紙1において、交付金の対象水田が定義されています。

令和9年度以降、次のいずれかに該当しない場合は、交付対象水田から除外されます。

①過去5年間で一度でも水稻作付が行われていた農地。

②令和7～8年度において連作障害を回避する取組を行った農地。（☆1）

③湛水管理を1か月以上行った農地。（☆2）

※ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外されません。該当の可否については再生協へお問合せください。

- ・ 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ・ 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

☆1 連作障害を回避する取組を行う場合の確認方法等について

- ① 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート（様式第1号の参考）」に記載された7つの項目を全て実施してください。この項目が連作障害を回避する取組になります。
- ② 「経営所得安定対策等交付金申請書（様式第1号A）」の「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」にシ点を入れてください。
- ③ ①の7つの項目を実施したことが分かる書類として、作業日誌や栽培記録管理簿を作成し、この作業をするのに用いた資材の購入伝票等を5年間保管し、求められた際に提出できるようにしておいてください。
- ④ 協議会では、「経営所得安定対策等交付金申請書（様式第1号A）」にシ点が記入されていることで、連作障害を回避する取組が行われたことを確認いたします。

※環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シートに記載の7つの項目は、経営所得安定対策等交付金を受領するために取り組まなければならない項目になっていますので、新たに特別な対応をする必要はありません。

☆2 湛水管理（水張り）を行う場合の確認方法等について

- ① 水張りを実施する場合は、営農計画書の該当欄に✓を記入してください。
- ② 水張りを開始する際は、水田に水稻作付と同程度の水を溜めた状態で、以下の点に留意して写真を撮影してください。
 - ・水田全体が見えるように写真を撮る
 - ・水田の所在地と湛水管理を開始する日付を書いた紙やボードなどと一緒に撮る
- ③ 1か月以上湛水管理をしたのち、開始時と同様、水田に水が溜まった状態で、再度写真を撮影してください。撮影時の留意点は開始時と同様です。
- ④ 湛水管理が終わりましたら、写真と作業日誌を提出してください。

（写真は10月末までに提出願います。

他の転作作物等がある場合は、販売伝票の提出時に併せて提出してください。）

※ 土地改良区管内で湛水管理を実施する場合、水需要が高まる出穂期等の時期の水利用については、他の農業者の方へのご配慮をお願いいたします。また、水張りをする際に代かきを行い節水に御協力をお願いいたします。



水張り提出写真例

担 当

盛岡市農業再生協議会事務局

熊谷（くまがい）、藤原（ふじわら）

TEL 019-613-8457